【規程番号　行法Ⅰ－007】

学校法人行吉学園内部公益通報規程

〔令和７年 12 月 19 日　理事会決議〕

（目　的）

第１条　この規程は、改正公益通報者保護法（令和２年法律第 51 号）による内部通報対応体制整備の趣旨に則り、公益通報対象事実を含む法令及び学校法人行吉学園（以下「学園」という。）の寄附行為その他の内部規程に違反する行為に関する内部通報の適正な対応の仕組みを定めることにより、通報者の保護を図るとともに、違反行為の早期発見及び是正を図り、もって学園のコンプライアンス体制の強化及び学園業務の適正な確保に資することを目的とする。

（適　用）

第２条　この規程は、学園の役員、教職員、派遣職員並びに請負契約その他の契約に基づき学園においてその業務に従事する取引先の労働者及び役員（通報の日前１年以内に学園の職員、派遣労働者、取引先の労働者であった者を含む。）（以下「職員等」という。）による内部通報に適用するものとする。

（定　義）

第３条　この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1)「コンプライアンス」とは、学園の役員及び教職員（以下「構成員」という。）が、確固たる倫理観をもって学園の業務を遂行する組織風土を高め、適正かつ公正に業務を遂行するため、法令及び学園の寄附行為その他の内部規程を遵守することをいう。

(2)「コンプライアンス違反」とは、構成員による法令及び学園の寄附行為その他の内部規程に違反する行為又はそのおそれがある行為をいう。

(3)「内部通報」とは、コンプライアンス違反を第５条に定める学園の窓口（上司等への報告を含む。）に通報し、又は相談することをいう。

(4)「通報対応業務」とは、内部通報を受け付け、コンプライアンス違反を調査し、是正に必要な措置をとる等の業務をいう。

（理事長の責務）

第４条　理事長は、学園の内部通報体制を統括して整備し、継続的な評価・改善を行うことにより、コンプライアンス違反の防止に努めなければならない。

（内部通報窓口及び従事者）

第５条　学園は、内部通報を受け付ける窓口を、内部監査室及び外部に設置する。

２　学園は、内部監査室の職員及び外部通報窓口の担当者をもって、前項に定める内部通報の受付ほか、通報対応業務に従事する。従事者は、当該業務に関して通報者を特定させる事項を伝達される者とする。

３　理事長は、必要が生じた都度、内部監査室以外の職員を従事者として定めることができる。この場合において理事長は、従事者となる者に対して、書面又は電子メール等により、従事者の地位に就くことを示すものとする。

４　従事者は、通報対応業務に関して知り得た事項であって、通報者を特定させるものについて守秘義務を負うこと等を確認の上、通報対応業務を行うものとする。

5　通報対象事実の実施主体である者（被通報者）その他通報事案に密接に関係し、又は関係していたことが明らかになった者は、通報対応業務に関与させないものとする。

（内部通報対応業務責任者）

第６条　従事者のうち内部監査室長を通報対応業務の責任者（以下「責任者」という。）とする。ただし、内部監査室長が被通報事実の密接な関係者であることが明らかになった場合、理事長は、当該事案について別の者を責任者として指名するものとする。

2　責任者は、従事者を監督し、通報対応業務を総括する。

（内部通報の方法）

第７条　内部通報は、電子メール、電話、手紙又は面談の方法によって行うことができる。

2　教職員等は内部通報を行う場合において、当該本人を特定する情報を秘匿することができる。

3　教職員等は、不正の利益を得る目的、学園又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって通報を行ってはならない。

（別に定めがあるコンプライアンス違反通報との関係）

第８条　ハラスメント行為、個人情報の漏洩、公的研究費の不正使用や不正な研究活動その他役職員のコンプライアンス違反の相談及び通報等に関し、学園の他の規程に定められているものは、当該規程に則って対応するものとする。

（受付及び報告）

第９条　内部通報窓口において内部通報を受け付けた従事者は、直ちにその旨を責任者に報告しなければならない。

2　責任者は、理事長及び監事にその内容（通報者の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除く。）を報告するものとする。

3　理事長、理事又は内部監査室長が被通報者となる等、これらの者に関係する事案については、監事に報告を行うものとする。ただし、監事への報告だけでは独立性が十分に担保できない場合、責任者は、その他相当と認める措置をとらなければならない。

（範囲外共有の防止）

第10条　通報者の氏名その他の通報者を特定させる情報は、通報者の同意がない限り、従事者間でのみ共有するものとする。

2　通報対象事実の調査により得られた情報（前項の情報を除く）は、従事者、内部監査室、是正措置の検討に関与する役員及び職員のほか、必要に応じて権限を有する行政機関に限り共有するものとする。

3　学園は、職員等が範囲外共有を行うことを防ぐための措置をとり、範囲外共有が行われた場合には、適切な救済・回復の措置をとるものとする。

4　学園は、職員等が、通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、通報者の探索を行うことを防ぐための措置をとるものとする。

（調査の開始・通知）

第11条　従事者は、通報されたコンプライアンス違反に係る事実関係についての調査を実施するか否かの検討を行い、解決済みの案件である場合、明らかに調査の必要がない場合等の正当な理由がある場合を除いて、当該通報対応業務の調査を行う。

2　学園は、調査に当たって高度の専門性を要すると判断した場合は、外部の専門家の意見を求め、必要に応じて調査に参加させることができる。
3　従事者は、当該通報者に対し、通報を受領した旨及び調査の要否について通知する。ただし、匿名による内部通報の場合及び当該通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（調査の実施）
第12条　従事者は、通報された事実について、書類調査、実地調査、事情の聴取その他の適切な方法により調査を行う。
2　従事者は、調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。
3　調査対象者は、前項の請求があった場合、正当な理由があるときを除いて、これに応じなければならない。
4　責任者は、調査の実施のために必要と認める場合は、理事長の許可を得て、自らが理事会その他の会議に出席し、又はその議事録を閲覧することができる。

（遵守事項）
第13条　従事者その他調査に関わる者は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。
(1) 調査対象者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
(2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
(3) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。
(4) 職務上知り得た事実及び通報者を特定させる情報を、正当な理由なく他に漏らさないこと。その職を離れた場合も同様とする。
2　学園は、前項の規定に違反した者に対し、学園の就業規則及び懲戒規程に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

（是正措置・通知等）
第14条　責任者は、調査を開始した後、適宜その進捗状況を理事長に報告するとともに、調査を終了した後、直ちにその結果を理事長及び監事に報告しなければならない。
2　理事長は、調査結果によりコンプライアンス違反の存在が明らかになった場合は、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。
3　理事長がコンプライアンス違反を行ったことが明らかになった場合は、監事は当該事実を理事会に報告し、理事会は、是正に必要な措置をとった後、理事会が相当と認める方法により、当該措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していないときには、改めて是正に必要な措置をとるものとする。
4　責任者は、前２項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る通報者に対し、関係者のプライバシーに配慮しつつ、その措置の内容を通知する。ただし、匿名による通報の場合及び当該通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（懲戒処分等）
第15条　理事長は、コンプライアンス違反の存在が明らかになった場合は、不正に関与した者に対し、学園の就業規則及び懲戒規程に基づき、懲戒処分等を行う。
2　コンプライアンス違反に関与していた者が、内部監査室が調査を開始する前に、自ら通報、申告を行った場合は、当該者の懲戒処分等の程度を軽減することがある。
3　学園の役職員が、必要最小限の範囲を超えて通報者を特定させる情報を漏らした場合若し

くはやむを得ない場合でないにもかかわらず通報者の探索を行った場合、又は通報者に対し不利益な取扱いを行った場合は、理事長は、当該行為を行った役職員に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等諸般の事情を考慮して、懲戒処分等を行う。

4　理事長がコンプライアンス違反又は前項に掲げる行為を行った場合は、理事会が適切な措置をとるものとする。

（通報者の保護）

第16条　学園は、職員等が通報を行ったことを理由として、当該通報者に対する解雇、労働者派遣契約の解除、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、通報者が不正の目的をもって通報を行った場合は、この限りではない。

2　学園は、通報者が誰であるか、対象事案に関する調査に協力した者が誰であるかを探索してはならない。

3　学園の構成員は、他の者が通報を行ったことを理由として、当該通報者に対し、不利益取扱いや嫌がらせを行ってはならない。

4　学園は、通報者に対し、不利益な取扱いを受けた際には内部通報窓口に連絡するよう予め伝える方法により、通報者が不利益な取扱いを受けていないか把握する措置をとるものとする。

5　学園は、前項の定めるところにより、通報者が、通報を理由とする不利益な取扱いを受けていることを把握した場合は、速やかに不利益な状況を解消する等、適切な救済・回復の措置をとるものとする。

（事後確認）

第17条　責任者は、是正措置及び再発防止措置の実施後、次に掲げる事項を適宜確認し、確認結果を理事長に報告しなければならない。

（1）内部通報処理の手続等に問題がないこと。

（2）コンプライアンス違反の再発のおそれのないこと。

（3）是正措置及び再発防止策が機能していること。

（4）通報を行ったことを理由とする不利益な取扱いが行われていないこと。

2　責任者は、前項第３号の確認の結果、是正措置又は再発防止策が機能していないときには、改めて是正に必要な措置をとらなければならない。

（記録の保管等）

第18条　学園は、内部通報への対応に関する記録を作成し、10 年間保管するものとする。

2　学園は、内部通報体制の定期的な評価・点検を実施し、必要に応じて改善を行う。

3　学園は、内部通報窓口に寄せられた内部通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉又はプライバシー等の保護に支障がない範囲において構成員に報告するものとする。

（役職員及び退職者に対す教育・研修による周知）

第19条　学園は、内部通報の仕組み及び法令等遵守の重要性について、構成員に継続的な教育・研修を実施し、周知に努めなければならない。

2　前項の教育・周知においては、退職後１年間法に基づく公益通報が可能であることを教育・周知するものとする。

3　学園は、法令及び内部通報体制について、従事者に対しては、法律上の守秘義務を有していること等、通報者を特定させる事項の取扱いについて、特に十分に教育を行うものとする。

（関係法令の適用）

第20条　学園における内部通報等の取扱いに関し、この規程に定めのない事項は、公益通報者保護法その他関係法令の定めるところによる。

（改　廃）

第21条　この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

1　この規程は、令和８年４月１日から施行する。

2　この規程の施行に伴い、学校法人行吉学園内部公益通報等に関する規程（令和４年６月１日付制定）は令和８年３月31日をもって廃止する。

附　則

この規程は、令和８年６月 29 日から施行し、令和８年５月１日から適用する。